

契約してしまったって、クーリング・オフ制度の概要

訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ちな取引で契約したり、マルチ商法などの複雑でリスクの高い取引で契約した場合、一定の条件を満たせば一方的に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフが可能要件

- 契約したのが、店舗や営業所以外の場所であること
● 契約書を受け取った日から8日間（または20日間）以内であること
● 代金の総額が3,000円以上であること
● 消耗品（化粧品、洗剤など）を使用・消費していないこと
● 営業目的の契約ではないこと
● 注）消耗品（化粧品、洗剤など）を使用・消費した場合でも、事業者がクーリング・オフができないことを書面で告げている場合はクーリング・オフができます。
（注）営業所内の契約であっても、エステ、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの契約はクーリング・オフの対象になりません。

特定商取引法上の各取引におけるクーリング・オフの期間について
クーリング・オフ期間は、申込書面または契約書面のいずれか早い方を受け取った日から計算します。なお、書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎてもクーリング・オフができる場合があります。

Table with 2 columns: 取引形態 (訪問販売, 電話勧誘販売, 特定継続的役務提供, 連鎖販売取引, 業務提供誘引販売取引) and 期間 (8日間, 20日間).

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません

ただし、「返品不可」「返品の条件」「返品にかかる送料負担の有無」を広告に表示していない場合、商品等を受け取った日から8日間は、送料を消費者が負担することを条件に返品（契約の解除）が可能です。
（注）商品到着後5日以内に限り返品可などと表示している場合は、消費者はそれに従わなければなりません。



クーリング・オフ通知の記載例（クレジット会社と販売会社へ送付）

契約解除通知書
① 申込日（または契約日）
② 商品名（またはサービス名）
③ 金額
④ 会社名 株式会社
⑤ 担当者氏名
住所・電話番号
契約者氏名

クーリング・オフは必ず書面で

クーリング・オフ期間内に、事業者へ「契約を解除したい」という意思を書面で通知すれば成立します（消印有効）。また、クレジット契約している場合は、必ずクレジット会社と販売会社に通知します。一般的にはハガキに書いて 特定記録郵便 または 簡易書留 で送付します。その際証拠としてハガキの両面をコピーして保管するようにしましょう（関係書類は、5年間保管する）。



クーリング・オフするとどうなるの
● 支払った代金は全額返金されます。
● 商品を受け取っている場合は、業者の負担で商品を引き取ってもらえます。
● 違約金や損害賠償金を支払う必要がありません。

クーリング・オフができなくてもあきらめないで
クーリング・オフができない場合でも、消費者契約法で取り消しができる場合や業者との交渉で合意解約できる場合があります。あきらめず、消費生活相談窓口に相談してください。

成年後見制度の概要

成年後見制度ってどんな制度ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが**成年後見制度**です。

成年後見制度にはどのようなものがありますか？

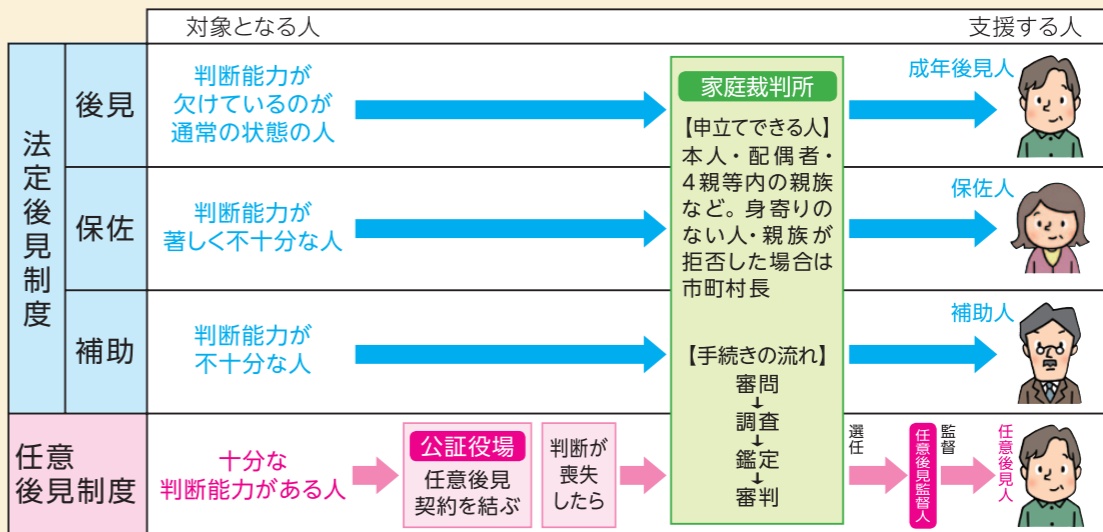
成年後見制度は、大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できる

ようになっています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人など（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。そのことで、本人の判断能力が低下した後、任意後見人が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。

成年後見制度の仕組み



成年後見制度を利用したいのですが、具体的な手続はどのようになればよいのでしょうか？

法定後見制度（後見、保佐、補助）のご利用をお考えの方へ

法定後見制度を利用するには、本人の住所地の家庭裁判所に後見開始の審判等申し立てる必要があります。手続きの詳細については、申立てをされる家庭裁判所にお問い合わせください。

任意後見制度のご利用をお考えの方へ

任意後見制度を利用するには、原則として、公証役場へ出かけて任意後見契約を結ぶ必要がありますので、手続きの詳細については、お近くの公証役場までお問い合わせください。



成年後見制度の事例

① 不動産の売却

保佐開始事例
本人の状況… 中程度の認知症の症状
申立人… 長男

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したから千円札を出したか、分からなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。隣県に住む長男は、本人が住んでいた自宅が老朽化しているため、この際自宅の土地、建物を買りたいと考えて、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続きを進めました。

② 財産管理

補助開始事例
本人の状況… 軽度の認知症の症状
申立人… 長男

本人は、最近米を研がずに炊いてしまふなど、家事の失敗がみられるようになり、また、長男が日中仕事で留守の間に、訪問販売員から必要のない高額の商品を何枚も購入してしまいました。困った長男が家庭裁判所に補助開始の審判の申立てをし、併せて本人が10万円以上の商品を購入することに同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく10万円以上の商品を購入してしまった場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

（注）最高裁判所「成年後見関係事件の概況から

◆暮らしの相談窓口

相談内容	機関名	電話番号
交通事故・労働に関する相談	山梨県県民生活センター	055-223-1369
内職に関する相談		055-223-1471
土地・住宅に関する相談		055-223-1346
法律相談	山梨県弁護士会	055-235-7202
	山梨県司法書士会	055-253-6900
	法テラス山梨	050-3383-5411
高齢者の総合相談窓口	山梨県高齢者総合相談センター(シルバー110番)	055-254-0110
認知症コールセンター	山梨県福祉プラザ内	055-251-0001
食品表示や安全性に関する相談	食品安全110番(消費生活安全課内)	055-223-1638
食品衛生に関する相談	中北保健福祉事務所(中北保健所)	055-237-1382
	// 峡北支所	0551-23-3071
	峡東保健福祉事務所(峡東保健所)	0553-20-2751
	峡南保健福祉事務所(峡南保健所)	0556-22-8151
	富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)	0555-24-9033
消費者金融・クレジットに関する相談	日本貸金業協会・山梨県支部	055-226-7820
	日本クレジットカウンセリング協会	03-3226-0121
	商業振興金融課(貸金業法)	055-223-1538
個人情報に関する相談	県民生活センター	055-235-8455
	私学文書課(個人情報保護法)	055-223-1410
訪問販売に関する相談	日本訪問販売協会	03-3357-6019
通信販売に関する相談	日本通信販売協会	03-5651-1122
自動車取引に関する相談	自動車公正取引協議会	03-3556-9177
有料老人ホームに関する相談	全国有料老人ホーム協会	03-3548-1077
住宅リフォームに関する相談	住宅リフォーム・紛争処理支援センター	03-3556-5147
不動産広告に関する相談	首都圏不動産公正取引協議会	03-3261-3811
不動産取引に関する相談	山梨県宅地建物取引業協会 不動産相談所	055-243-4304
	建築住宅課(宅地建物取引業法)	055-223-1730
旅行に関する相談	日本旅行業協会 消費相談窓口	03-3592-1266
健康補助食品に関する相談	日本健康・栄養食品協会(毎週火・木 13:00~16:00)	03-3268-3295
新聞販売に関する相談	山梨県支部・新聞公正取引協議会	055-226-1754
化粧品トラブルに関する相談	日本化粧品工業連合会 PL相談室	03-5472-2532
家電製品事故に関する相談	家電製品PLセンター	0120-551-110
防災製品の事故に関する相談	防災製品PLセンター	0120-553-119
自動車の品質に関するトラブル相談	自動車製造物責任相談センター	0120-028-222
ガス石油機器事故に関する相談	ガス石油機器PLセンター	0120-335-500
LPガスに関する相談	山梨県LPガス協会	055-228-4171
生命保険に関する相談	山梨県生命保険協会(共済保険を除く)	055-228-7565
自動車保険に関する相談	日本損害保険協会 甲府自動車保険請求相談センター	055-228-8335
銀行取引に関する相談	山梨県銀行協会	055-228-6013
商品先物取引に関する相談	日本商品先物取引協会 相談センター	03-3664-6243
冠婚葬祭互助会	全日本冠婚葬祭互助協会	0120-034-820
医療に関する相談	山梨県医療安全相談コーナー	055-223-1481
薬に関する相談	山梨県薬剤師会・薬事情報センター	055-255-1507

◆県消費者行政担当窓口

機関名	担当課	所在地	電話番号
県民生活センター	相談受付：午前 8:30 ~ 午後 5:00	甲府市飯田1-1-20 JA会館5階	055-235-8455
県民生活センター(地方相談室)	相談受付：午前 8:30 ~ 午後 5:00	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎1階	0554-45-5038
消費生活安全課	消費生活担当	甲府市丸の内1-6-1 別館3階	055-223-1352

◆市町村消費者行政担当課一覧

圏域	市町村名	担当課	所在地	電話番号	
中北地域	甲府市	消費生活センター消費生活相談室	甲府市相生2-17-1(相生仮本庁舎)	055-237-5309	
	韮崎市	商工観光課商工労政担当	韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111	
	南アルプス市	みんなであちづくり推進課 市民協働・自治会担当	南アルプス市小笠原376	055-282-6493	
	北杜市	総務課総務担当	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1311	
	甲斐市	市民活動支援課市民生活係	甲斐市篠原2610	055-278-1704	
	中央市	総務課行政担当	中央市臼井阿原301-1	055-274-8511	
	昭和町	企画財政課企画情報係	昭和町押越542-2	055-275-8154	
峡東地域	山梨市	農林商工課商工労政担当	山梨市小原西843	0553-22-1111	
	笛吹市	市民活動支援課市民生活担当	笛吹市石和町市部777	055-262-4111	
	甲州市	市民生活課市民生活担当	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5068	
峡南地域	市川三郷町	産業振興課商工観光係	市川三郷町上野2714-2	055-240-4157	
	早川町	振興課振興担当	早川町高住758	0556-45-2511	
	身延町	観光課観光商工担当	身延町梅平2483-36	0556-62-1116	
	南部町	総務課総務係	南部町富士28505-2	0556-66-3401	
	富士川町	商工観光課商工振興担当	富士川町鯉沢1599-5	0556-22-7202	
富士・東部地域	富士吉田市	消費生活センター	富士吉田市下吉田1842	0555-22-1577	
	西桂町 ※	総務課総務係	西桂町小沼1501-1	0555-25-2121	
	忍野村 ※	地域振興課商工係	忍野村忍草1514	0555-84-7794	
	山中湖村 ※	産業振興課	山中湖村山中237-1	0555-62-9978	
	鳴沢村 ※	企画課商工観光係	鳴沢村1575	0555-85-2312	
	富士河口湖町 ※	政策財政課秘書広報係	富士河口湖町船津1700	0555-72-1129	
	※上記の富士五湖地域の市町村消費生活相談窓口は、富士吉田市消費生活センターです。				
	都留市	市民生活課市民生活担当	都留市上谷1-1-1	0554-46-0170	
	大月市	市民課市民生活担当	大月市大月2-6-20	0554-23-8023	
	上野原市	生活環境課生活環境担当	上野原市上野原3832	0554-62-3114	
	道志村	産業振興課商工観光担当	道志村6181-1	0554-52-2114	
小菅村	総務課消費者行政担当	小菅村4698	0428-87-0111		
丹波山村	住民生活課消費者行政担当	丹波山村890	0428-88-0211		

◆成年後見制度に関する窓口一覧

機関名	所在地	電話番号
甲府家庭裁判所(手続案内)	(本 庁) 都留市中央2-1-1	055-235-1131 0554-43-2185
甲府地方務局(人権擁護課)	甲府市丸の内1-1-18	055-252-7239
法テラス山梨	甲府市中央1-12-37 IRIXビル 1階・2階	050-3383-5411
山梨県弁護士会・高齢者障害者支援センター	甲府市中央1-8-7	055-235-7202
成年後見センター・リーガルサポート山梨支部	甲府市北口1-6-7	055-254-8030
甲府公証役場	甲府市北口1-1-8 甲府北口ビル4階	055-252-7752
大月公証役場	大月市駒橋1-2-27 大月織物組合2階	0554-23-1452

◆警察署等一覧（不審な電話や被害に遭ってしまったとき）

機関名	所在地	機関名
山梨県警察総合相談室	犯罪被害の未然防止など生活の安全を守るための相談に応じる総合窓口 全国共通の短縮ダイヤル(携帯電話可)	055-233-9110 #9110
山梨県警察本部生活安全企画課 // 捜査第二課	甲府市丸の内1-6-1 //	055-235-2121 //
甲府警察署	甲府市中央1-10-1	055-232-0110
南甲府警察署	甲府市中小河原町404-1	055-243-0110
南アルプス警察署	南アルプス市十五所759-2	055-282-0110
韮崎警察署	韮崎市本町3-5-10	0551-22-0110
北杜警察署	北杜市長坂町長坂上条2575-79	0551-32-0110
鵜沢警察署	南巨摩郡富士川町最勝寺1306	0556-22-0110
南部警察署	南巨摩郡南部町南部9335-1	0556-64-0110
笛吹警察署	笛吹市石和町市部555	055-262-0110
日下部警察署	山梨市北261	0553-22-0110
富士吉田警察署	富士吉田市松山5-10-13	0555-22-0110
大月警察署	大月市大月町真木197-3	0554-22-0110
上野原警察署	上野原市上野原3819	0554-63-0110

◆地域包括支援センター

圏域	市町村名	地域包括支援センター名称	所在地	電話番号
中北地域	甲府市	甲府市東地域包括支援センター	甲府市城東4-13-15	055-233-6421
		甲府市南東 //	甲府市国玉町951-1	055-223-0103
		甲府市西 //	甲府市上石田1-7-14	055-220-7677
		甲府市南西 //	甲府市大里町5315	055-220-2315
		甲府市南 //	甲府市住吉5-24-14	055-242-2055
		甲府市北東 //	甲府市塚原町359	055-252-3398
		甲府市北西 //	甲府市羽黒町1657-5	055-252-4165
		甲府市中央 //	甲府市丸の内2-9-28 勤医協駅前ビル4階	055-225-2345
		甲府市笛南 //	甲府市下向山町910 甲府市健康の杜センターアネシス内	055-266-4220
	韮崎市	韮崎市地域包括支援センター	韮崎市本町三丁目6-3	0551-23-4313
	南アルプス市	南アルプス市地域包括支援センター	南アルプス市小笠原376	055-282-7250
	北杜市	北杜市地域包括支援センター	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1336
	甲斐市	甲斐市地域包括支援センター	甲斐市篠原2610	055-278-1693
中央市	中央市地域包括支援センター	中央市成島2266	055-274-8558	
昭和町	昭和町地域包括支援センター	昭和町押越616	055-275-4815	
峡東地域	山梨市	山梨市地域包括支援センター	山梨市小原西843	0553-23-0294
	笛吹市	笛吹市地域包括支援センター	笛吹市石和町市部800	055-261-1907
	甲州市	甲州市地域包括支援センター	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5600
峡南地域	市川三郷町	市川三郷町地域包括支援センター	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1106
	早川町	早川町地域包括支援センター	早川町草塩88	0556-45-2363
	身延町	身延町地域包括支援センター	身延町切石117-1 中富すこやかセンター内	0556-20-4611
	南部町	南部町地域包括支援センター	南部町内船4473-1	0556-64-4836
	富士川町	富士川町地域包括支援センター	富士川町長澤2374-2	0556-22-4615
富士・東部地域	富士吉田市	富士吉田市地域包括支援センター	富士吉田市下吉田1877	0555-22-6082
	都留市	都留市地域包括支援センター	都留市下谷2516-1	0554-46-5114
	大月市	大月市地域包括支援センター	大月市大月2丁目6-20	0554-23-8034
	上野原市	上野原市地域包括支援センター	上野原市上野原3832	0554-62-3128
	道志村	道志村地域包括支援センター	道志村6181-1	0554-52-2113
	西桂町	西桂町地域包括支援センター	下暮地915-7	0555-25-4000
	忍野村	忍野村地域包括支援センター	忍野村忍草1445-1	0555-20-5211
	山中湖村	山中湖村地域包括支援センター	山中湖村山中237-1	0555-62-9976
	鳴沢村	鳴沢村地域包括支援センター	鳴沢村1575	0555-85-2311
	富士河口湖町	富士河口湖町地域包括支援センター	富士河口湖町船津1700	0555-72-6037 0555-72-1999
	小菅村	小菅村地域包括支援センター	小菅村4698	0428-87-0111
	丹波山村	丹波山村地域包括支援センター	丹波山村890	0428-88-0211

◆福祉関係専門職団体

機関名	問い合わせ先	電話番号
山梨県介護支援専門員協会	甲府市東光寺2-19-29	055-222-1661
日本介護福祉士会 山梨県支部	南アルプス市在家塚775-1 ハイツ中込1-201	055-282-7433
山梨県ホームヘルパー協会	南巨摩郡身延町梅平1130 (株)さくら介護センター内	0556-62-3834

こんな事案が発生しています。注意してください!!

外国通貨の投資トラブル

アフガニスタンの通貨(アフガニ)など、外国通貨を使った投資商法に関するトラブルが高齢者を中心に急増しています。業者が電話等で「アフガニスタンは紛争後の経済発展が期待できるので、通貨を持っていれば、今後値上がりをするので**必ず儲かる**」などと説明してきます。しかし、日本国内にはアフガニスタンの通貨(アフガニ)を取り扱っている銀行はほとんどなく、国内で日本円に換金することは極めて困難です。

また、販売業者とは別の業者から「アフガニスタン通貨を持っていれば数倍で買い取る」と持ちかける劇場型の手口も多く見られます。しかし、実際に買取された事例はありません。

見守りポイント

- ・アフガニスタンの通貨(アフガニ)の将来的な値上がりは保証されていません。また、日本国内での換金は困難です。
- ・平成24年5月、「アフガニの通貨を購入すれば、**2倍以上で買い取る**」などと嘘を言って、甲府市の70代女性から現金200万円をだましとろうとした詐欺未遂の疑いで、東京都豊島区の会社員が現行犯逮捕されました。これは、被害者の女性がお金を工面するために解約を申し込んだ保険会社が県警へ通報したことがきっかけで、南甲府署は被害にあった女性に「**だまされたふりをするよう要請し、摘発につながったものです。**」

消費生活センターの職員をかたる詐欺

県内の消費生活センターの職員を名乗った人物から現金をだまし取られたという相談が寄せられています。

過去に悪質な訪問販売で被害にあった人に対して、「今後の勧誘をなくす手続きのために現金を預かりたい」と言い、お金をだまし取るという手口です。

見守りポイント

- ・平成24年5月、北杜市内の80代女性宅に、消費生活センター職員を名乗る男から「**あなたは過去に何度も布団を買っている。今後も業者が勧誘に来ると思うが、布団業者を断る標章を作るのに300万円必要**」などと言い、女性に現金300万円を金融機関から引き出させました。女性は訪れた男に現金を手渡し、男は「標章は後で届く」と言い残し立ち去ったが、標章が届くことはありませんでした。
- ・**消費生活センター職員が、被害救済のために現金を預かることはありません。**不審に感じたら、消費生活センターに確認したり、警察署に相談しましょう。

震災を口実に訪問する貴金属の買い取りサービス

業者が消費者の自宅を訪問し、「震災の影響で医療機器が不足しており、その材料にするので貴金属を提供してほしい」、「売却代金を義援金の一部にするので貴金属を提供してほしい」などと消費者の親切心につけ込んで貴金属等を強引に買い取るという手口が最近急増しています。

見守りポイント

- ・平成23年4月には、昭和町在住の30代女性からの相談で、貴金属の買取業者が自宅を突然訪問してきて、「売る物は無い」と伝え、急に態度が悪くなった。脅すような言動もあり恐怖を感じた。近所で話題になっており、何人かのお年寄りは**勧誘を受けて貴金属を渡してしまったようだ**、といった相談が県民生活センターに寄せられました。
- ・不意に業者の訪問を受けても、買い取ってもらうつもりがなければきっぱりと断ること。いったん業者に渡った貴金属を取り戻すことは非常に困難です。買い取りを断っても業者に居座られたり、買い取りを強く迫られて怖い思いをしたときには、警察に連絡しましょう。
- ・特定商取引法で定められている商取引類型に「訪問購入」を追加し、訪問購入業者に対して再勧誘禁止などの規制を設けたり、売主による一定期間内のクーリング・オフを認める内容の特定商取引法の改正案が国会に提出され、審議されています。

ケース1

発見した人



ケアマネジャー
(相談日：平成24年2月)

契約者



南アルプス市にお住まいの
80歳代の女性

内容

ケアマネジャーとして関わっている介護訪問先の女性宅に、貴金属の訪問買取事業者が来て、買い取りを迫られた。「貴金属はありません」と断っているにもかかわらず、勝手に部屋に上がり込み、引き出しを開けるなど物色して、しばらくして帰って行った。

何も盗まれたものは無いと思うが、非常に怖い思いをした、という相談を受けた。このような場合、どうしたらよいのか？

【県民生活センターからのアドバイス】

訪問買取については、現在のところクーリング・オフの適用は無いが、法律の改正が進められていることを情報提供し、今回のように、許可なく勝手に部屋に入り込まれたのであれば「不法侵入」にあたるため、最寄りの警察署に相談するよう伝えた。

また、自己防衛策として、見知らぬ訪問者は玄関の中まで入れないようにすること、また、そのための対策としてドアチェーン取り付けをアドバイスした。

ケース2

発見した人



ホームヘルパー
(相談日：平成23年2月)

契約者



甲府市にお住まいの
80歳代の女性

内容

訪問介護先の女性より相談を受ける。6日前、訪問販売員が自宅の押し入れを見て「この乾燥剤だけでは駄目。除湿シートも入れた方がよい」と言われたので、除湿シート12セットを105万円で契約し、消費税分5万円を支払った。残金100万円を近いうちに集金に来るといおうが、お断りしたい。どうすればよいのか？

【県民生活センターからのアドバイス】

クーリング・オフができることを伝え、契約解除通知書の書き方をアドバイス。訪問販売業者は安易に家の中に入れない、勧誘には応じないよう伝える。翌日、地域包括支援センターのホームヘルパーから、販売会社からの電話に対してクーリング・オフ通知したことを伝えると、商品は撤去しないので、そのまま使用して良いとの連絡があった。

ケース3

発見した人



ケアマネジャー
(相談日：平成23年4月)

契約者



富士川町にお住まいの
80歳代の女性

内容

自分はケアマネジャー。担当しているお年寄りが電話勧誘により、高額な健康食品を購入してしまった。本人が体に良いと信じてしまっているため、購入しないよう説得している。商品は明日届く予定で、代金もその時に支払うようだが、業者名や商品名を聞いても、本人は良く分かっていない模様。明日、本人をデイサービスに連れていき、留守にしておけば何かしらの証拠が残るだろうから、相手方を特定したうえで、受取拒否の手続きをしたい。どうすればよいのか？

【県民生活センターからのアドバイス】

まずは、本人が購入する意思があるかどうかを確認し、本人が受取拒否を望むのであれば、業者の連絡先を確認のうえ、受取を拒否する旨を文書で相手方に送付するようアドバイス。